

## 日 誌 (昭和52年5月)

## 【国 内】

- 2日 ○「昭和51年分所得税の特別減税のための臨時措置法」成立(「要録」参照)  
○「領海法」および「漁業水域に関する暫定措置法」成立
- 6日 ○政府、国債の発行条件改訂を決定(5月号「要録」参照)
- 9日 ○政府、政府保証債、公募地方債の発行条件改訂を決定(5月号「要録」参照)
- 13日 ○「地方交付税法の一部を改正する法律」成立(「要録」参照)  
○大蔵省および通商産業省、貿易外取引に係る為替管理の簡素化措置を発表(「要録」参照)  
○都市銀行、消費者ローン金利の引下げを発表(「要録」参照)
- 14日 ○政府、郵便貯金等の利率の引下げに関する政令を公布(「要録」参照)
- 20日 ○大蔵省、資金運用部預託金金利および融通利率の引下げを決定(「要録」参照)
- 24日 ○日本銀行、外貨債務等に対する準備率の設定を発表(「要録」参照)  
○「社債発行限度暫定措置法」成立(「要録」参照)
- 25日 ○「昭和52年度の公債の発行の特例に関する法律」成立(「要録」参照)
- 26日 ○都市銀行、既往貸付分住宅ローン金利の引下げを発表(「要録」参照)
- 27日 ○大蔵省および日本銀行、外国為替公認銀行に対する諸規制の緩和措置を発表(「要録」参照)  
○郵政省、簡易保険・郵便年金積立金の融通利率の引下げを決定(「要録」参照)  
○地方銀行、既往貸付分住宅ローン金利の引下げを発表(「要録」参照)  
○「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」成立  
○「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」および「小売商業調整特別措置法」成立

## 【海 外】

- 4日 ○ベルギー中央銀行、公定歩合の引下げ発表(7.0→6.5%、5日実施)
- 5日 ○オランダ銀行、公定歩合の引下げ発表(4.5→3.5%、6日実施)  
○スウェーデン、現金準備率の引下げを決定  
○豪州、無利子外貨預託制度を一部緩和
- 6日 ○カナダ、公定歩合の引下げを決定(8.0→7.5%、9日実施)
- 7日 ○主要7か国首脳会議開催
- 9日 ○インド、賃金・物価手当の強制貯蓄を撤廃
- 12日 ○英蘭銀行、増加率ベースの特別預金制度の延長を発表(期限本年6月→12月)  
○ノルウェー、第一線準備率を引上げ
- 13日 ○米国、公共事業法成立  
○英蘭銀行、最低貸出歩合を引下げ(8.25→8.0%)
- 15日 ○フィンランド、ソルサ内閣の成立  
○ニュージーランド、賃金、配当率等の凍結を3か月間延長
- 16日 ○イタリア、主要14行が預金金利引下げを発表  
○オランダ銀行、銀行信用規制の導入を発表
- 17日 ○EC農相理事会、イタリア向け中期信用供与の実施細目等を決定
- 23日 ○米国、1977年減税および税制簡素化法成立  
○フランス、長期国債(総額80億フラン)を発行
- 24日 ○豪州労働調停仲裁委員会、部分的賃金インデクセーションを実施
- 25日 ○西ドイツ、雇用促進措置を決定
- 27日 ○日ソ漁業暫定協定調印
- 30日 ○日ソ貿易支払協定調印
- 31日 ○ブンデスバンク、手形買オペを中止